

名古屋市東図書館へのネーミングライツ導入に対する 市民意見の内容及び市の考え方

名古屋市東図書館へのネーミングライツの提案に対し、貴重なご意見をいただきありがとうございました。

いただいたご意見と、それに対する市の考え方を公表します。

なお、ご意見について、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、分割又は要約させていただくなど、編集上の整理を行っておりますのでご了承ください。

- 1 募集期間 令和7年12月10日(水)～令和8年1月9日(金)
- 2 意見数 9件
- 3 提出方法 メール 8件、ファックス 1件、郵送0件
- 4 意見の内訳(1件の意見に複数の内容があったため件数とは一致しない。)
 - (1) 主にネーミングライツ導入に関すること(7件)
 - (2) 主にネーミングライツスポンサーに関すること(3件)

1 ネーミングライツ導入に関すること

市民意見

- ・ネーミングライツには反対です。名称等は人々にとってとても大きな意味があり、歴史的背景、識別性などさまざまな要素があります。財源は別で確保できるよう責務を果たして知恵を絞ってください。市の財政を立て直した河村市長を引き継ぐ広沢市長の元でなら年460万程度を賄うのはできるはずですが、優先順位をしっかりと見定め、例えばアジア・アジアパラのような一過性のものへの支出を見直せば十分賄えるでしょう。短期的な目先のイベントに手を出さず、教育や知的財産など本当の資産を増やすために尽力してください。
- ・一昨年のゴムノイナキ社の一件を思い出しています。今回は、「東図書館 supported by カニエ JAPAN」だそうですが、「supported by」は指定管理する企業ならまだ一考する余地もあるかもしれませんが全く関係のない企業であり、違和感しかありません。図書館を応援してくださる意向であるならば、名古屋市の「ホンキ」事業もあります。企業名が付かなくても図書館への応援に市民は感謝します。売名でないところに市民は真意を感じます。今回の東図書館への「カニエ JAPAN」ネーミングライツの提案に反対です。
- ・市民のための公共施設に対して、私企業にネーミングライツを付与する事は、不適當である。適當なのは市役所本庁舎及び支所等の公共施設ではない建物とすべきである。

この度の名古屋市東図書館の様な教育文化的な施設へのネーミングライツ付与は、私企業にとっては、安い費用で企業PRと企業価値の向上を図ることができるメリットがあり、費用対効果が非常に高いことである。しかし、市民にとっては公共施設が私企業に身売りしたとのカン違いも出てくるデメリットがある。私企業が、名古屋市などの自治体へ金銭的貢献をしたいのであれば、用途を措定した「寄附金」とするのが良い。そして市は、寄付を広報紙などで公にすれば良いと考える。以上、反対意見です。

- ・ Naming Rights という制度に関してそもそも疑問を持たざるを得ない。本来ならば名古屋市の予算で図書館の運営はなされるべきことである。アジア大会などに大金を使う一方で市民の暮らしに基本的な図書館の費用を削減して置いて、Naming Rights など企業の宣伝を伴う制度で図書館運営を賄うという考え方は行政とは何か？という問題を考えると基本におかしいと私は考えている。Naming Rights に名乗りを上げる企業は、行政との癒着があるのではないかと疑いたくなる。なぜならば、彼らは行政と関係のある職種であることが多い。Naming Rights に金をだすことで見返りを期待したいのではないか？見返りが無いのに、企業が寄付をするだろうか？何らかの宣伝効果があるのだろうか？
- ・ 市民の財産で事業するのは、やめてください。地方自治法の趣旨から外れているのではないかと考えられます。市民に図書館を身売りしたのかと、誤解を与えます。名古屋市は安易な方法を取らずに、市民から信頼を得られる方法を考えてください。
- ・ 図書館は市の予算で直接運営するのが本来の姿です。どこからも図書館運営へ圧力を受けないためにも、市が責任を持って運営すべきです。たとえ命名権を与えてとしても、図書館に関係のある企業に与えるべきです。カニエ JAPAN は、生活に関係あるとはいえ、直接図書館とは関係ありません。直接図書館とは関係ない企業からは寄付を頂くことにしてもらいたい。寄付者の名前は、銘名板に記載し、図書館入口に飾れば良いでしょう。
- ・ 応募理由として「図書館を通じた地域文化の振興と教育環境の充実に貢献し、名古屋市の豊かな未来づくりに寄与してまいります」とあります。この応募理由には、図書館が地域に果たす役割を述べています。しかし、なぜネーミングライツでなければならないのか？ までは述べられていません。図書館が地域に果たす役割に貢献し、豊かな未来づくりに寄与するとするならば、「寄付」とする方法があるのではないのでしょうか？ ネーミングライツではなく、「寄付者」として感謝の意を伝える方法を検討すべきことであり、図書館名の変更とは本質的に異なります。図書館が市民の生活に欠かせない「公」として、皆のものとして位置づけられ続けられることこそが肝要と考えます。

市の考え方

本市では、公共施設等の維持管理や更新、活用等に関する本市の理念や取組をまとめた「名古屋市公共施設等総合管理計画」において、保有資産の有効活用を通じた財源確保に努めることとしており、その取組みのひとつとしてネーミングライツの導入を進めています。

このネーミングライツ事業は、ネーミングライツスポンサーとネーミングライツ契約を締結することにより、施設へ愛称を付ける対価としてネーミングライツ料を受け取ることができるものです。また、ネーミングライツによりつけられる名称は「愛称」であり、条例等で定められた正式な名称が変更されるものではなく、今回の募集では企業の図書館と誤解されないよう、愛称を東図書館の後に応援あるいは支援の意味合いで「supported by 企業名又は商品名」をつけることとしています。さらに、ネーミングライツの導入によって、公共図書館としての今までのサービスを変更することはなく、公共性を損なうものではありません。

本事業において、ネーミングライツスポンサーは、施設等に企業名等の愛称を表示することにより企業等を幅広くPRすることができるほか、施設等への経済的支援を通じた社会貢献・地域貢献による企業イメージの向上が可能となります。

一方、本市は、ネーミングライツスポンサーから得たネーミングライツ料を図書館の管理運営費等のほか、図書館の運営上必要な物品類等の購入に充てることにより、利用者へよりよいサービスを提供することができるものと考えております。

また、ネーミングライツとは別に、本市では図書館に図書を寄贈していただく「なごやほんでキフ倶楽部」や子どもの読書活動に寄附をいただく教育基金の取り組みもありますので、企業を始め多くの市民の皆さまにご賛同いただけるようPRに努めさらなる図書館の魅力向上を図り、これまで以上に市民の皆さまに愛される図書館を目指していきます。

2 ネーミングライツスポンサーに関すること

- ・カニエジャパン、市外の会社が応援、ありがたいことです。カニエジャパン、どんな会社？ ネットで検索、あまり評判が良くないようです。料金、相場より高い、グループ会社に悪徳保証会社、1階と2階で料金が違う、町長選、入院中の妻になりすまして投票をさせようとして元会長の男が地検に書類送検などなど。こんな会社で大丈夫？
- ・この度名古屋市が鶴舞中央図書館を除く分館・支所図書館20館のネーミングライツスポンサーの募集を始めたことに対しカニエジャパンが市立東図書館のネーミングライツを取得すべく手を挙げています。市のHPにアップされた同社の提案内容を見たところいくつか疑問点があったので今月16日付けで以下4点（1、名古屋市は「なごやほんでキフ倶楽部」という名称でほんの寄贈を呼び掛けています。今回、貴社が本の寄贈と

言う形ではなくネーミングライツ取得を選択した理由をお聞かせください。2, ネーミングライツ取得希望図書館として東図書館を指名した理由をお示しく下さい。3, 年間462万円という取得価格の積算根拠をお示しく下さい。4, 2021年7月20日付け読売新聞オンラインの記事によれば貴社の元会長は公職選挙法違反の容疑で書類送検されたとのこと。この事案に対する貴社の見解をお聞かせください) について同社にメールしました。その数時間後、同社から電話があり「現在自社の提案に対する市民意見を募集中なので個別の質問については回答できない」との返事。ならば「私個人の質問に対する回答ではなく、Q&Aのような形でもよいので、出来れば年内までに対応していただきたい」と要請したところ「前向きに検討したい」との返事を頂いていました。ところが12月31日現在、同社からは何の反応もありません。同社は今回ネーミングライツスポンサー募集に応募した理由の中で「弊社は、お客様、取引先、社員、地域との信頼関係を何よりも大切にし、共に発展し続けることを目指しています」と述べています。今回、同社が取っている対応は、その文言とは全く矛盾するものではないでしょうか。率直に言って、提案以前の問題として、同社がネーミングライツスポンサーに応募する資格はないと思います。

- ・ 今度名乗りを上げている企業は替え玉投票に関係のある企業である。その点に関して名古屋市はどのように考えているのだろうか？

市の考え方

今回、募集した「名古屋市図書館ネーミングライツスポンサー募集要項」において、応募資格を明示しています。ネーミングライツ導入の可否については、この応募資格の確認を行い、提案事業者からの提案、皆様からいただいた意見及び外部有識者の意見などを踏まえ、総合的に勘案して導入について判断しました。

なお、意見にある投票に関する部分については、個人の行為で企業とは関わりがないことを確認しております。